

『明治廿五年 沖繩県告示報告綴 竹富村番所』

編綴沖繩県令達一覽

青 嶋 敏 編

2021年5月



## 緒 言

これまで繰り返し述べてきたように、1879年（明治12年）に沖縄県が設置されてから1945年（昭和20年）に至るまでの間に、沖縄県が公布ないし発令した令達・令規（具体的には、行政命令としての布達、達、県令、告示、諭達・諭示・諭告、訓令、内訓、庁達等、および議会立法としての条例。以下「令達」と総称する。）に関する公式の記録簿冊の多くは、沖縄戦の戦火の中で焼失したり散逸したりしたため、今日ではほとんど残存していない。そこで編者は、2005年度から戦前期沖縄県の令達集・令規集（以下「令達集」という。）の研究に着手し、残存する令達集に収録された戦前期沖縄県の令達を整理し目録を作成するとともに、その資料的価値について検討を加えてきた。これまでに整理・検討を終えた令達集を列挙すれば、以下の10件（丸括弧内は関連する論文等の掲載誌と刊行年月）である。

- ① 『沖縄県令達類纂〔初版〕』（『社会科学論集』44号、2006年3月）
- ② 『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』（『社会科学論集』45号、2007年3月）
- ③ 『沖縄県町村諸規程』（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』57輯、2008年3月）
- ④ 『沖縄県警察法規類典 全』（『社会科学論集』46号、2008年3月）
- ⑤ 『沖縄県会計法規』（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』59輯、2010年3月）
- ⑥ 『沖縄県町村自治之葉 全』（『社会科学論集』48号、2010年3月）
- ⑦ 『糖業関係例規』（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』60輯、2011年3月）
- ⑧ 『沖縄県青年学校法令集 全』（『社会科学論集』49号、2011年3月）
- ⑨ 『学事規定全書』（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』61輯、2012年3月）
- ⑩ 『沖縄県物産検査関係例規』（『社会科学論集』50号、2012年3月）

編者は、その後2013年度から、こうした研究の延長上で、戦前期沖縄県の令達に関する残存資料（以下「残存令達資料」という。）に検討対象を広げ、そこに掲載または編綴された沖縄県の令達を整理し目録を作成するとともに、その資料的価値についての検討を行ってきた。これまでに整理・検討をおえた残存令達資料は、以下の7件（丸括弧内は同様に関連する論文の掲載誌と刊行年月）である。

- ① 『琉球新報』紙上の「本県公文」欄に掲載された沖縄県令達（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』63輯、2014年3月）

- ②国立公文書館所蔵『沖縄県甲乙丙丁号達』（公文別録）に編綴された沖縄県令達（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』65輯、2016年3月）
- ③那覇市歴史博物館所蔵『自明治十五年至全二十一年庁中諸回議並庁則ニ関スル部』（横内家文書）に編綴された沖縄県令達（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』66輯、2017年3月）
- ④『沖縄県庁よりの諸令達』（竹富町字波照間公民館旧蔵）に編綴された沖縄県令達（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』67輯、2018年3月）
- ⑤『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』（原本所蔵者不明）に編綴された沖縄県令達（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』68輯、2019年3月）
- ⑥『明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所』（竹富町字波照間公民館所蔵）に編綴された沖縄県令達（『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』69輯、2020年3月）
- ⑦那覇市歴史博物館所蔵『明治30年3月～4月制定・発令の間切島役所・島庁等宛沖縄県令達綴（仮称）』ならびに『沖縄県公報』および『沖縄新聞附録』（「沖縄県公文」欄）の残存分（横内家文書）に編綴または掲載された沖縄県令達（『豊橋創造大学短期大学部研究紀要』38号、2021年3月）

上記の残存令達資料のうち、⑤および⑥については、論文掲載誌に紙幅の制限があるため、これらの資料に編綴されている沖縄県令達を整理した一覧表を別冊資料集「『明治十六年 本県諸達書及令達等綴』編綴沖縄県令達一覧」（2019年3月刊）および「『明治廿二年分 本県諸達書及令達等綴 波照間邑番所』編綴沖縄県令達一覧」（2020年3月刊）として発行した。

本資料集は、戦前期沖縄県の残存令達資料の整理・検討作業の一環として、上記⑤および⑥に関する別冊資料集の発行に引き続き、『明治廿五年 沖縄県告示報告綴 竹富村番所』（以下「本資料」という。）に編綴されている明治25年の沖縄県令達39件を整理して一覧表に示すとともに、関連する若干の表も掲載したものである。

本資料の内容や資料的価値等については、『愛知教育大学研究報告（人文・社会科学編）』70輯（2021年3月発行）掲載の別稿「『明治廿五年 沖縄県告示報告綴 竹富村番所』とそこに編綴された沖縄県令達について」において検討したので、本資料集と併せて参照願いたい。

2021年5月

編 者 青 嶋 敏

## 凡 例

- 一、本資料集は、『明治廿五年 沖縄県告示報告綴 竹富村番所』（以下「本資料」という。）に編綴されている明治明治 25 年の沖縄県令達 39 件を整理して一覧表（【表 1】）に示すとともに、関連する若干の表（【表 2】～【表 7】）を掲載したものである。
- 二、本資料の原本は沖縄県八重山郡竹富町字竹富の喜宝院蒐集館が所蔵するものであるが、編者は原本を未見である。本資料集の作成に当たっては、沖縄県教育庁文化財課史料編集班が所蔵する複製資料（以下「史料編集班複製資料」という。）を底本とし、必要に応じて、琉球大学附属図書館所蔵のマイクロフィルム（請求記号M1302）所収の「沖縄県告示報告綴」（63 コマ）、同館所蔵のマイクロフィルム（請求記号M1314）所収の「沖縄県告示報告書〔ママ〕綴」（13 コマ。以下「琉大M1314 マイクロ」という。）、沖縄県立図書館所蔵のマイクロフィルム『ハワイ大学所蔵東西文化センター8』（資料コード：1500027303）所収の「78.沖縄県報告告示〔ママ〕綴竹富村番所」（13 コマ）および那覇市歴史博物館所蔵の複製資料『竹富島関係資料Ⅱ（喜宝院所蔵）』（資料コード：04001326）所収の「明治廿五年 沖縄県告示報告綴 竹富村番所」（以下「那覇歴博複製資料」という。）を参照した。
- 三、【表 1】について
  1. 【表 1】は、史料編集班複製資料に編綴されている沖縄県令達をその編綴順に一覧表示したものである。
  2. 【表 1】には、「符号」、「整理番号」、「令達の制定または発令年月日」、「令達類型」、「令達番号」、「令達の件名」、「令達の制定者または発令者」、「編綴箇所」および「備考」の各欄を設けた。
  3. 【表 1】中「符号」（竹富）および「整理番号」（1～39）は、作表の便宜や後日の引用の便宜のために、編者が付したものである。
  4. 【表 1】中「令達の制定または発令年月日」欄には、史料編集班複製資料に編綴された沖縄県令達に記載されている年月日を表示した。ちなみに、明治 19 年県令甲第 24 号「公布式」（この令達のテキスト自体はその残存が確認されていないが、明治 19 年 10 月 25 日付『官報』第 997 号 246 頁掲載の「官庁事項」欄中の記事「県令公布式及施行期限」によって、その実質的内容を確認することができる。）は、「沖縄県県令ハ役所役場番所蔵元ノ揭示場ニ掲出スルヲ以テ公布式トス」（同『官報』同頁）る旨定めていたが、この公布方法は、明治 26 年 9 月 9 日県令第 39 号「公布式一定」が「明治十九年県令甲第二十四号ヲ以テ相定候公布式ヲ廢シ爾来ハ来ル十五日ヨリ発刊ノ琉球新報ニ掲載スルヲ以テ本県令ノ公布式ト定ム」（沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂〔初版〕』〔明治 39 年発行〕下巻 609 頁〔A746〕）と規定することによって、同月 15 日より「琉球新報」（の本文の「本県公文」欄）に掲載する方法に変更された。従って、明治 25 年当時の沖縄県令達の公布は「揭示場ニ掲出スル」方法によっていたと考えら

れる。それゆえ、史料編集班複製資料に編綴された沖縄県の令達書に記載されている年月日は、第一義的には制定または発令年月日であり、公布年月日とは必ずしも一致しないと考えられる。

5. 【表1】中「令達類型」欄および「令達番号」欄には、史料編集班複製資料に編綴された沖縄県令達に記載されている令達番号および令達類型を記載した。
6. 【表1】中「令達の件名」欄には、史料編集班複製資料の冒頭3枚目左側～6枚目右側に編綴された目次中の「事件摘要」欄に記載されている各令達の件名を、史料編集班複製資料に編綴された当該令達の制定文や本文の内容と照合して所要の訂正・補充等をしたうえで、表示した。ただし、竹富37については、上記目次の「事件摘要」欄には記載されていないので、当該令達の令達書の内容に基づき編者が件名を付した。
7. 【表1】中「令達の制定者または発令者」欄には、史料編集班複製資料に編綴された沖縄県令達に記載されている令達の制定者または発令者についての情報を表示した。ただし、令達書に制定者または発令者が記載されていない「内務部第二課報告」および「内務部第三課報告」については、空欄とした。
8. 【表1】中「編綴箇所」欄について。史料編集班複製資料は、本資料（原資料）の見開き2頁（1丁）分を1枚に写真撮影し、B5判用紙に片面複写したもの60枚を製本したものである。そこで、【表1】中「編綴箇所」欄には、史料編集班複製資料に編綴された39件の沖縄県令達の編綴箇所を明らかにするために、各令達が60枚の複写用紙の何枚目の左右どちら（または何枚目のどちらから何枚目のどちらまで）に編綴されているかを表示した。
9. 【表1】中「備考」欄には、必要に応じて「注記」「欄外」「重複」「改正」「関連」の区分を設けた。

「注記」には、当該令達の内容に関する補足説明や参照事項、当該令達書の添付資料の欠落状況、海難事故による行方不明者に関する「告示」における人相書の記載の存在について表示した。

「欄外」には、当該令達書の左肩欄外に当該令達に関する事務を所管する部署課を示す符号（第一〔＝内務部第一課〕、第二〔＝内務部第二課〕、第三〔＝内務部第三課〕、警〔＝警察部〕、直〔＝直税署〕）が印刷されているものについてその符号を表示し、この種の符号が印刷されていない令達についてはその旨を表示した。

「重複」には、当該令達が戦前期沖縄県の令達集や他の残存令達資料等にも掲載または編綴されているものについて、その情報を表示した。

「改正」には、当該令達によって一部改正された令達に関する情報を表示した。

「関連」には、当該令達中で言及されている他の沖縄県令達および国の法令に関する情報を表示した。
10. 「令達の件名」欄における人名の表記については、沖縄県知事丸岡莞爾および奈良原繁を除き、個人名の表示を避け「某」と表記した。

1. 「令達の件名」欄および「備考」欄の表記中には一部に不適切な表現がみられるが、歴史的資料であるという観点からそのまま表記した。

#### 四、【表2】について

【表2】は、【表1】に掲載した令達の一部について、史料編集班複製資料の「事件摘要」における誤記や語句欠落に関する注記、【表1】中の「令達の件名」欄の訂正・補充の内容に関する補足説明等を付したものである。

#### 五、【表3】について

【表3】は、史料編集班複製資料に編綴されている沖縄県令達（39件）の所管部署課別の件数をその令達類型別に表示したものである。

#### 六、【表4】について

1. 【表4】は、琉球大学附属図書が所蔵する上述の琉大 M1314 マイクロに収録されている沖縄県令達を収録順に一覧表示したものである。
2. 【表4】中「符号」欄、「整理番号」欄および「令達の件名」欄の記載は【表1】のそれぞれ対応する欄の記載に従った。
3. 【表4】中「令達の制定または発令年月日」欄、「令達類型」欄、「令達番号」欄および「令達の制定者または発令者」欄の記載は、琉大 M1314 マイクロの令達書の記載によった。
4. 【表4】中「収録箇所」欄には、琉大 M1314 マイクロのコマ数を示した。

#### 七、【表5】について

1. 【表5】は、那覇市歴史博物館が所蔵する上述の那覇歴博複製資料における令達書の欠落状況を示したものである。
2. 【表5】中「符号」欄、「整理番号」欄および「令達の件名」欄の記載は【表1】のそれぞれ対応する欄の記載に従った。
3. 【表5】中「令達の制定または発令年月日」欄、「令達類型」欄、「令達番号」欄および「令達の制定者または発令者」欄の記載は、那覇歴博複製資料所収の令達書の記載によった。
4. 【表5】中「欠落状況」欄には、那覇歴博複製資料における令達書の落丁、重複、文字の欠落などの状況を記載した。

#### 八、【表6】について

1. 【表6】は、明治25年8月19日付『官報』第2744号177～178頁の「彙報」欄「官庁事項」中の記事「公文発布数」に記載された明治25年上半期中に「発布」された沖縄県の「公文数」、および明治26年4月1日付『官報』第2924号3頁の「彙報」欄「官庁事項」中の記事「公文発布数」に記載された明治25年下半期中に「発布」された沖縄県の「公文数」に基づき、明治25年の沖縄県の令達類型別・主管部署別の「公文発布数」を表示したものである。
2. 【表6】では、『官報』の表現に従って「主管」と表記した。

3. 【表6】の「公文発布数」のうち「訓令」には、明治25年中に行われた庁則改正により廃止される前の「県達」の件数が含まれている。

4. 【表6】の「公文発布数」には「各課報告」および「正誤」は含まれていない。

#### 九、【表7】について

1. 【表7】は、明治25年に制定・発令された沖縄県令達のうち、史料編集班複製資料に編綴されている令達（39件）以外で、現時点でその残存と内容が確認できるもの（21件）を、令達の類型別・令達番号順（制定・発令年月日順）に表示したものであり、複数の出典に重複掲載されているものについてはそれらを併記した。

2. 【表7】中「令達の名称・件名」欄の記載は、出典である令達集における表記に原則として従った。

3. 【表7】中「符号」欄および「整理番号」欄の記載は、編者がこれまでに行ってきた沖縄県令達の整理作業に際して、令達一覧表の作成の便宜上付したものである。

4. 【表7】の「符号」欄中、Aは『沖縄県令達類纂〔初版〕』（明治39年発行）、Bは『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』（明治44年発行）、Dは『沖縄県警察法規類典 全』（昭和10年台本発行、国立国会図書館所蔵本）をさし、「出典等」欄中「令規全集」は『加除自在現行沖縄県令規全集』（昭和4年再版台本発行、国立国会図書館所蔵本）をさす。

#### 〔付記〕

本資料集で取り上げた『明治廿五年 沖縄県告示報告綴 竹富村番所』の複製資料またはマイクロフィルムの閲覧にあたっては、沖縄県教育庁文化財課史料編集班指導主事の小野まさ子氏、那覇市歴史博物館古文書解読員の田口恵氏、琉球大学附属図書館情報サービス課保存公関係の林あんり氏、および沖縄県立図書館資料班のご教示とご協力を得た。記して謝意を表したい。



『明治廿五年 沖繩県告示報告綴 竹富村番所』

編綴沖繩県令達一覽



【表1】『明治廿五年 沖繩県告示報告綴 竹富富村番所』編綴沖繩県令達一覽（編綴順）

符号	整理番号	令達の制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の制定事由または発令事由	令達の件名	編綴箇所	備考
竹富	1	明治25/01/29	告示	2号	知念間切知念村百五十九番地平民某外三人相ノ件	念間切知念村百五十九番地平民某外三人相ノ件	6枚目左～7枚目左	注記：人相書あり。欄外：第二。
竹富	2	明治25/02/17	告示	3号	那覇泊村二百七十一番地土族某外三人相ノ件	那覇泊村二百七十一番地土族某外三人相ノ件	8枚目左～9枚目左	注記：人相書あり。欄外：第二。
竹富	3	明治25/02/25	告示	4号	羽地間切我部村六番地平民某人相ノ件	羽地間切我部村六番地平民某人相ノ件	10枚目左	注記：人相書あり。欄外：第二。
竹富	4	明治25/02/25	告示	5号	首里警察署改築落成移転ノ件	首里警察署改築落成移転ノ件	11枚目左	欄外：警。
竹富	5	明治25/02/29	告示	6号	大里間切與那原村百九十九番地平民某外一人相ノ件	大里間切與那原村百九十九番地平民某外一人相ノ件	12枚目左～13枚目右	注記：人相書あり。欄外：第二。
竹富	6	明治25/03/11	告示	7号	大里間切與那原村四十番地土族船頭某外八人相ノ件	大里間切與那原村四十番地土族船頭某外八人相ノ件	13枚目左～15枚目左	注記：人相書あり。欄外：第二。
竹富	7	明治25/03/05	内務部第三課報告	一回	本県病院附属医学生教習所生徒志願ノ件	本県病院附属医学生教習所生徒志願ノ件	16枚目左	欄外：所管部署課の符号の表示なし。
竹富	8	明治25/05/07	告示	15号	貢麥石代相場定ノ件	貢麥石代相場定ノ件	17枚目左	欄外：直。
竹富	9	明治25/06/14	告示	17号	大分県下ニ於テ蚕糸業取締規則制定ニ付キ該県ヨリ照会ノ件	大分県下ニ於テ蚕糸業取締規則制定ニ付キ該県ヨリ照会ノ件	18枚目左	注記：「別紙」の「大分県蚕糸業取締規則」は欠落している。欄外：第二。
竹富	10	明治25/07/27	告示	18号	本県知事丸岡莞爾奈良原繁任転ノ件	本県知事丸岡莞爾奈良原繁任転ノ件	19枚目左	欄外：所管部署課の符号の表示なし。
竹富	11	明治25/08/01	告示	19号	登壇噸数一百噸以上ノ外国航船海軍参謀部ニ於テ調査ノ件	登壇噸数一百噸以上ノ外国航船海軍参謀部ニ於テ調査ノ件	20枚目左	重複：明治39年版令達類纂上巻524頁(A378：登録噸数百噸以上ノ船舶新造臨検調査ノ件)、明治44年版令達類纂第八類1頁(B405：登録噸数百噸以上ノ船舶新造買入検査)、令規全集第七類142頁(登録噸数百噸以上ノ船舶新造又ハ買入シタルトキ検査ノ件)。欄外：所管部署課の符号の表示なし。
竹富	12	明治25/08/13	告示	20号	鳥取県蚕糸業取締規則該県知事ヨリ通知ノ件	鳥取県蚕糸業取締規則該県知事ヨリ通知ノ件	21枚目左	欄外：所管部署課の符号の表示なし。
竹富	13	明治25/08/19	告示	21号	今帰仁間切天底村七十二番地土族某外十人相ノ件	今帰仁間切天底村七十二番地土族某外十人相ノ件	22枚目左～27枚目右	注記：人相書あり。欄外：所管部署課の符号の表示なし。
竹富	14	明治25/08/25	告示	22号	名護間切安和村三十九番地平民某外八人相ノ件	名護間切安和村三十九番地平民某外八人相ノ件	27枚目左～30枚目左	注記：人相書あり。欄外：第二。
竹富	15	明治25/09/08	告示	23号	渡嘉敷間切渡嘉敷村五番地平民某外七人相ノ件	渡嘉敷間切渡嘉敷村五番地平民某外七人相ノ件	31枚目左～33枚目右	注記：人相書あり。欄外：第二。
竹富	16	明治25/11/05	内務部第二課報告	五回	大阪府立農学校ニ於テ本年製造ノ春蚕種望ノ件	大阪府立農学校ニ於テ本年製造ノ春蚕種望ノ件	33枚目左	欄外：第二。
竹富	17	明治25/09/14	告示	24号	越來間切安慶田村五十四番地土族某外五人相ノ件	越來間切安慶田村五十四番地土族某外五人相ノ件	34枚目左～36枚目右	注記：人相書あり。欄外：第二。
竹富	18	明治25/09/14	告示	25号	小祿間切儀間村廿一番地土族某外一人相ノ件	小祿間切儀間村廿一番地土族某外一人相ノ件	36枚目左～37枚目右	注記：人相書あり。欄外：第二。

符号	整理番号	令達の制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の件名	令達の制定者または発令者	編綴箇所	備考
竹富	19	明治25/09/14	告示	26号	貢米外四品石代相場定ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	37枚目左～ 38枚目右	欄外：直。
竹富	20	明治25/09/30	告示	27号	鹿原島大島郡西方藤川村番地不詳平民某外八名人相ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	38枚目左～ 42枚目右	注記：人相書あり。欄外：第二。
竹富	21	明治25/10/04	告示	28号	伊平屋島仲田村十二番地平民某外二名人相ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	42枚目左～ 43枚目右	注記：人相書あり。欄外：第二。
竹富	22	明治25/10/13	告示	29号	本那覇島間切親川村トアルヲ名護間切東江村ト改正ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	43枚目左	改正：明治17年12月布達甲第49号の別表の一部改正。ただし、明治17年12月布達甲第49号は残存未確認である。欄外：第二。
竹富	23	明治25/10/14	告示	30号	那覇警察署所屬三重城水上警察所改称ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	44枚目左	欄外：警。
竹富	24	明治25/10/29	告示	31号	今帰仁間切岸本村三十七番地土族某人相ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	45枚目左～ 46枚目右	注記：人相書あり。欄外：第二。
竹富	25	明治25/11/04	告示	32号	那覇島尻面役所久米村上ノ天后宮ニ於テ事務取扱ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	46枚目左	注記：明治26年3月14日告示第3号「那覇島尻面役所及那覇各村役場改築移転ノ件」（喜舎場永詢収集資料『明治廿六年本県各課報告綴諸達正誤 八重山島役所』編綴）によれば、「那覇島尻面役所及那覇各村役場」は「旧物産所敷地内」に「改築」された新庁舎に明治26年3月16日に移転した。欄外：第一。
竹富	26	明治25/11/17	告示	33号	東京府下二牛疫発生ニ付畜牛者ハ注意ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	47枚目左	欄外：第二。
竹富	27	明治25/11/29	告示	34号	貢棕相繩代金納相場定ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	48枚目左	欄外：直。
竹富	28	明治25/11/29	告示	35号	貢下大豆外四品石代相場定ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	49枚目左～ 50枚目右	欄外：直。
竹富	29	明治25/12/06	告示	36号	士官候補生幼年学校生徒試験ヲ受クノ件	沖縄県知事 奈良原繁	50枚目左	関連：明治25年11月22日陸軍省告示第8号（明治二十六年士官候補生、幼年学校生徒、一年志願兵召募試験事務手続）。欄外：第三。
竹富	30	明治25/12/19	告示	38号	宮古島砂川間切砂川村六十二番地平民某人相ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	51枚目左	注記：人相書あり。欄外：第二。
竹富	31	明治25/12/21	告示	39号	本庁門内乗車乗馬ノ俣出入苦シカラスノ件	沖縄県知事 奈良原繁	52枚目左	重複：明治39年版令達類纂下巻656頁（A825：本庁門内へ乗車乗馬ノ俣出入ノ件）、明治44年版令達類纂第十四類29頁（B843：本庁門内へ乗車乗馬ノ俣出入）、令規全集第一類56ノ2頁（県庁門内へ乗車乗馬ノ俣出入差許可件）。欄外：第一。
竹富	32	明治25/12/23	告示	40号	消防出初式執行ノ為メ出火信号打鳴ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	53枚目左	欄外：警。
竹富	33	明治25/01/27	内務部第二課報告	二回	石川県ニ於テ開設スル大日本農会農産品評会出品種目追加ノ件		54枚目左	欄外：所管部署課の符号の表示なし。
竹富	34	明治25/02/15	内務部第二課報告	三回	埼玉県賀美郡丹荘村大字植竹共進会社養蚕練習所社費生募集ノ件		55枚目左～ 56枚目右	注記：「左記伝習科目」として「桑樹種類選定」外15科目を記載。欄外：所管部署課の符号の表示なし。
竹富	35	明治25/07/15	内務部第二課報告	四回	鳥取県ニ於テ物品列陳場設置規則ノ件		56枚目左	欄外：所管部署課の符号の表示なし。

符号	整理番号	令達の制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の件名	令達の制定者または発令者	編綴箇所	備考
竹富	36	明治25/08/06	内務部 第三課 報告	四回	本県土族丸岡莞爾ヨリ教育金寄附ノ件		57枚目左	注記：丸岡莞爾沖繩県知事の高知県知事へ転任につき竹富10（明治25年7月25日告示第18号）参照。欄外：所管部署課の符号の表示なし。
竹富	37	明治25/12/01	内務部 第二課 報告	六回	宮城県下仙台市大町ニ物産陳列上設置ノ件		58枚目左	欄外：所管部署課の符号の表示なし。
竹富	38	明治25/11/16	正誤		瘋癲人取締規則第八條第一項中第四條ノ三字衍ノ件	沖繩県庁	59枚目左	関連：明治25年11月11日県令第21号「瘋癲人取締規則」。ただし、明治25年11月11日県令第21号は残存未確認である。欄外：所管部署課の符号の表示なし。
竹富	39	明治25/10/20	正誤		本県告示第二十八号中本月ハ去月ノ誤ノ件	沖繩県庁	60枚目左	関連：明治25年10月4日告示第28号は竹富21である。欄外：第二

注1：「備考」欄の記載のうち、「明治39年版令達類纂」とは沖繩県知事官房文書係編『沖繩県令達類纂（初版）』（明治39年発行）を指す。  
注2：「備考」欄の記載のうち、「明治44年版令達類纂」とは沖繩県知事官房文書係編『沖繩県令達類纂（改訂増補版）』（明治44年発行）を指す。  
注3：「備考」欄の記載のうち、「令規全集」とは沖繩県庁編『加除自在沖繩県現行沖繩県令規全集』（国立国会図書館所蔵本、昭和4年再版台本発行）を指す。

## 【表2】【表1】への補注

符号	整理番号	補注
竹富	2	「事件摘要」では「外四名」と表記されているが、令達書によれば行衛不明者は合計4名であるので、【表1】の「令達の件名」欄では「外三名」と補正した。
竹富	7	「事件摘要」では「第三課第一回報告」と表記され、令達書では「沖縄県第三課第一回報告」と表記されているが、【表1】の「令達類型」欄および「令達番号」欄では「内務部第三課報告」および「一回」と表示した。
竹富	9	令達書に基づき、【表1】の「令達の件名」欄では「制定二付キ」の5文字を補充した。
竹富	13	「事件摘要」では「今帰間切」と表記されているが、令達書に基づき、【表1】の「令達の件名」欄では「今帰間切」と補正した。
竹富	15	「事件摘要」では「渡嘉敷村」の表記が欠落しているが、令達書に基づき、【表1】の「令達の件名」欄では「渡嘉敷村」を補充した。
竹富	16	「事件摘要」では「全第五回報告」と表記され、令達書では「沖縄県第二課第五回報告」と表記されているが、【表1】の「令達類型」欄および「令達番号」欄では「内務部第二課報告」および「五回」と表示した。また、「事件摘要」では「大坂府立」と表記されているが、令達書に基づき、【表1】の「令達の件名」欄では「大坂府立」と補正した。
竹富	19	「事件摘要」では「貢米外」と表記されているが、令達書に基づき、【表1】の「令達の件名」欄では「貢米外四品」と補充した。「外四品」とは、粟、粟、粟、粟の4品である。
竹富	20	「事件摘要」では「外九名」と表記されているが、令達書によれば行衛不明者は合計9名であるので、【表1】の「令達の件名」欄では「外八名」と補正した。
竹富	23	「事件摘要」では「那覇警察所屬」と表記されているが、令達書に基づき、【表1】の「令達の件名」欄では「那覇警察署所屬」と補正した。
竹富	26	「事件摘要」では「牛痘」と表記されているが、令達書に基づき、【表1】の「令達の件名」欄では「牛痘」と補正した。
竹富	29	竹富29の所管部署課の符号は史料編集複製資料では判読が困難であるが、琉大M302マイクログにより「第三」と判読することができる。
竹富	30	「事件摘要」では「宮良島」と表記されているが、令達書に基づき、【表1】の「令達の件名」欄では「宮古島」と補正した。
竹富	33	「事件摘要」では「内務部第二回報告」と表記されているが、令達書に基づき、【表1】の「令達類型」欄では「内務部第二回課報告」および「二回」と表示した。また、「事件摘要」では「大日本農會品入加ノ件」と表記されているが、令達書に基づき、【表1】の「令達の件名」欄では「大日本農會品評會出品種目追加ノ件」と補正した。
竹富	34	「事件摘要」では「全三回報告」と表記されているが、令達書に基づき、【表1】の「令達類型」欄および「令達番号」欄では「内務部第二課報告」および「三回」と表示した。また、「事件摘要」では「埼玉県賀美郡丹荘村大字植竹共進會規則ノ件」と表記されているが、令達書に基づき、【表1】の「令達の件名」欄では「埼玉県賀美郡丹荘村大字植竹共進會社養蚕繅製所社養生募集ノ件」と修正した。
竹富	35	「事件摘要」では「全四回報告」と表記されているが、令達書に基づき、【表1】の「令達類型」欄および「令達番号」欄では「内務部第二課報告」および「四回」と表示した。また、「事件摘要」では「鳥取県」と表記されているが、令達書に基づき、【表1】の「令達の件名」欄では「鳥取県」と補正した。
竹富	36	「事件摘要」では「全四回報告」と表記されているが、令達書に基づき、【表1】の「令達類型」欄および「令達番号」欄では「内務部第三課報告」および「四回」と表示した。
竹富	37	竹富37は、「事件摘要」には列挙されていない。

【表3】令達類型別・所管部署課別の令達件数

令達類型 \ 所管部署課	内務部 第一課	内務部 第二課	内務部 第三課	直税署	警察部	表示なし	令達類型 別合計
告 示	2	16	1	4	3	4	30件
内務部第二課報告		1				4	5件
内務部第三課報告						2	2件
正 誤		1				1	2件
部署課別合計	2件	18件	1件	4件	3件	11件	39件

【表4】琉大M1314マイク口所収沖縄県令達一覽（収録順）

符号	整理番号	令達の制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の件名	令達の制定者または発令者	収録箇所	備考
竹富	6	明治25/03/11	告示	7号	大里間切與那原村四十番地土族船頭某外人相ノ件	沖縄県知事 丸岡莞爾	3コマ目右	史料編集班複製資料の15枚目左に相当する部分が裏写りしている。
竹富	7	明治25/03/05	内務部第三課報告	一回	本県病院附属医学生教習所生徒志願ノ件		3コマ目左	
竹富	8	明治25/05/07	告示	15号	貢麥石代相場定ノ件	沖縄県知事 丸岡莞爾	4コマ目左	
竹富	10	明治25/07/27	告示	18号	本県知事丸岡莞爾奈良原繁任転ノ件	沖縄県知事奈良原繁 代理沖縄県書記官樽垣直枝	5コマ目左	
竹富	11	明治25/08/01	告示	19号	登簿噸數一百噸以上ノ内外国航船海軍參謀部ニ於テ調査ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	6コマ目左	
竹富	18	明治25/09/14	告示	25号	小祿間切儀間村廿一番地土族某外一人相ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	7コマ目右	一部欠落（史料編集班複製資料の36枚目左に相当する部分）。
竹富	19	明治25/09/14	告示	26号	貢米外四品石代相場定ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	7コマ目左～ 8コマ目右	
竹富	20	明治25/09/30	告示	27号	鹿児島県大島郡西方薩川村番地不詳平民某外人相ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	8コマ目左	一部欠落（史料編集班複製資料の39枚目右～42枚目右に相当する部分）。
竹富	26	明治25/11/17	告示	33号	東京府下二牛疫発生ニ付畜牛者ハ注意ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	9コマ目左	史料編集班複製資料の47枚目左に相当する部分が裏写りしている。
竹富	27	明治25/11/29	告示	34号	貢棕桐繩代金納相場定ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	9コマ目左	
竹富	28	明治25/11/29	告示	35号	貢下大豆外四品石代相場定ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	10コマ目左～ 11コマ目右	
竹富	29	明治25/12/06	告示	36号	士官候補生幼年学校生徒試験ヲ受クノ件	沖縄県知事 奈良原繁	11コマ目左	
竹富	30	明治25/12/19	告示	38号	宮古島砂川間切砂川村六十二番地平民某人相ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	12コマ目右	史料編集班複製資料の51枚目左に相当する部分が裏写りしているが、判読が困難な部分がある。
竹富	31	明治25/12/21	告示	39号	本庁門内乗車乗馬ノ俣出入苦シカラスノ件	沖縄県知事 奈良原繁	12コマ目左	



【表5】那覇市歴史博物館所蔵『明治廿五年 沖繩県告示報告綴 竹富村番所』複製資料の欠落状況

符号	整理番号	令達の制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の件名	令達の制定者または発令者	欠落状況
竹富	1	明治25/01/29	告示	2号	知念間切知念村百五十九番地平民某外三人相ノ件	沖繩県知事 丸岡莞爾	令達書の冒頭の令達類型と令達番号の部分が一部欠落しており、手書きで書き加えられている。令達本文の文字が一部欠落している。
竹富	2	明治25/02/17	告示	3号	那覇泊村二百七十一番地土族某外三人相ノ件	沖繩県知事 丸岡莞爾	令達書の冒頭の令達類型と令達番号の部分が一部欠落しており、手書きで書き加えられている。
竹富	3	明治25/02/25	告示	4号	羽地間切我部村六番地平民某人相ノ件	沖繩県知事 丸岡莞爾	令達書の冒頭の令達類型と令達番号の部分が全部欠落しており、手書きで書き加えられている。
竹富	4	明治25/02/25	告示	5号	首里警察署改築落成移転ノ件	沖繩県知事 丸岡莞爾	令達書の冒頭の令達類型と令達番号の部分が全部欠落しており、手書きで書き加えられている。
竹富	5	明治25/02/29	告示	6号	大里間切與那原村百九十九番地平民某外一人相ノ件	沖繩県知事 丸岡莞爾	令達書の冒頭の令達類型と令達番号の部分が全部欠落しており、手書きで書き加えられている。史料編集複製資料の13枚目右側に相当する部分が欠落している。
竹富	6	明治25/03/11	告示	7号	大里間切與那原村四十番地土族船頭某外八人相ノ件	沖繩県知事 丸岡莞爾	史料編集複製資料の13枚目左側に相当する部分（令達類型と令達番号の部分を含む。）が欠落している。令達本文の文字が一部欠落している。
竹富	7	明治25/03/05	内務部第三課報告	一回	本県病院附屬医学生教習所生徒志願ノ件		
竹富	8	明治25/05/07	告示	15号	貢麥石代相場定ノ件	沖繩県知事 丸岡莞爾	
竹富	9	明治25/06/14	告示	17号	大分県下ニ於テ番系業取締規則制定ニ付 本誌県ヨリ照会ノ件	沖繩県知事 丸岡莞爾	
竹富	11	明治25/08/01	告示	19号	登簿噸数一噸以上ノ内外国航船海軍参謀部ニ於テ調査ノ件	沖繩県知事 奈良原繁	
竹富	12	明治25/08/13	告示	20号	鳥取県番系業取締規則該県知事ヨリ通知ノ件	沖繩県知事 奈良原繁	
竹富	13	明治25/08/19	告示	21号	今帰仁間切天底村七十二番地土族某外十 一名人相ノ件	沖繩県知事 奈良原繁	令達本文の文字が一部欠落している。
竹富	14	明治25/08/25	告示	22号	名護間切安和村三十九番地平民某外八名 人相ノ件	沖繩県知事 奈良原繁	令達本文の文字が一部欠落している。
竹富	15	明治25/09/08	告示	23号	渡嘉敷間切渡嘉敷村五番地平民某外七名 人相ノ件	沖繩県知事 奈良原繁	史料編集複製資料の32枚目右側～32枚目左側に相当する部分が欠落している。令達本文の文字が一部欠落している。
竹富	16	明治25/11/05	内務部第二課報告	五回	大坂府立農学校ニ於テ本年製造ノ春蚕種 望ノ件		
竹富	17	明治25/09/14	告示	24号	越来間切安慶田村五十四番地土族某外五 名人相ノ件	沖繩県知事 奈良原繁	
竹富	18	明治25/09/14	告示	25号	小禄間切儀間村廿一番地土族某外一名人 相ノ件	沖繩県知事 奈良原繁	史料編集複製資料の37枚目右側に相当する部分が欠落している。
竹富	19	明治25/09/14	告示	26号	貢米外四品石代相場定ノ件	沖繩県知事 奈良原繁	史料編集複製資料の37枚目左側に相当する部分（令達類型と令達番号の部分を含む。）が欠落している。
竹富	20	明治25/09/30	告示	27号	鹿児島県大島郡西方藤川村番地不詳平民 某外八名人相ノ件	沖繩県知事 奈良原繁	
竹富	21	明治25/10/04	告示	28号	伊平屋島仲田村十二番地平民某外二名人 相ノ件	沖繩県知事 奈良原繁	
竹富	22	明治25/10/13	告示	29号	本県羽地間切親川村トアルヲ名護間切東 江村ト改正ノ件	沖繩県知事 奈良原繁	

符号	整理番号	令達の制定または発令年月日	令達類型	令達番号	令達の件名	令達の制定者または発令者	欠落状況
竹富	24	明治25/10/29	告示	31号	今帰仁間切岸本村三十七番地土族某人相ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	令達書の冒頭の令達類型と令達番号の部分が一部欠けている。
竹富	25	明治25/11/04	告示	32号	那覇島尻両役所久米村上ノ天后宮ニ於テ事務取扱ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	
竹富	26	明治25/11/17	告示	33号	東京府下二牛疫発生ニ付畜生者ハ注意ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	
竹富	27	明治25/11/29	告示	34号	貢棕栝縄代金納相場定ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	令達書の冒頭の令達類型と令達番号の部分が一部欠けている。
竹富	28	明治25/11/29	告示	35号	貢下大豆外四品石代相場定ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	令達書の冒頭の令達類型と令達番号の部分が一部欠けている。
竹富	29	明治25/12/06	告示	36号	士官候補生幼年学校生徒試験ヲ受クノ件	沖縄県知事 奈良原繁	令達の本文の複製文字が薄くて、判読が困難な部分がある。
竹富	30	明治25/12/19	告示	38号	宮古島砂川間切砂川村六十二番地平民某人相ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	
竹富	31	明治25/12/21	告示	39号	本庁門内乗車乗馬ノ低出入苦シカラスノ件	沖縄県知事 奈良原繁	
竹富	32	明治25/12/23	告示	40号	消防出初式執行ノ為メ出火信号打鳴ノ件	沖縄県知事 奈良原繁	
竹富	33	明治25/01/27	内務部第二課報告	二回	石川県ニ於テ開設スル大日本農会農産品評会出品種目追加ノ件		史料編集班複製資料の55枚目左側に相当する部分が重複しており、一方は令達書の冒頭の令達類型と令達番号の部分が全部欠落しており、手書きで書き加えられているおり、他方は令達書の冒頭の令達類型と令達番号の部分が一部欠落している。
竹富	34	明治25/02/15	内務部第二課報告	三回	埼玉県賀美郡丹荘村大字植竹共進会社養蚕練習所社費生募集ノ件		
竹富	35	明治25/07/15	内務部第二課報告	四回	鳥取県ニ於テ物品列陳場設置規則ノ件		
竹富	36	明治25/08/06	内務部第三課報告	四回	本県土族丸岡莞爾ヨリ教育金寄附ノ件		
竹富	37	明治25/12/01	内務部第二課報告	六回	宮城県下仙台市大町ニ物産陳列上設置ノ件		
竹富	38	明治25/11/16	正誤		瘋癲人取締規則第八條第一項中第四條ノ三字符ノ件	沖縄県庁	
竹富	39	明治25/10/20	正誤		本県告示第二十八号中本月ハ去月ノ誤ノ件	沖縄県庁	

注：竹富10、23の令達書は全部欠落している。

【表6】明治25年の沖縄県の「公文発布数」

	令達類型						主管別合計
	主管	県令	訓令	内訓	諭告	告示	
上半期	知事官房主管		1				1
	内務部主管	9	53		2	13	77
	警察部主管	2	6			2	10
	直税署主管		20				20
	間税署主管	1	7			2	10
	監獄署主管		2				2
	令達類型別小計	12	89		2	17	120
下半期	知事官房主管		1	2		1	4
	内務部主管	14	28	4		17	63
	警察部主管	5	12			2	19
	直税署主管		47	1		3	51
	間税署主管		3				3
	監獄署主管		3				3
	令達類型別小計	19	94	7		23	143
通年	令達類型別合計	31	183	7	2	40	263

資料：明治25年8月19日付『官報』第2744号177～178頁「彙報」欄「官庁事項」中の記事「公文発布数」および明治26年4月1日付『官報』第2924号3頁「彙報」欄「官庁事項」中の記事「公文発布数」による。

注：上半期の訓令には、「庁則改正前二係ル県達」の件数が含まれている（『官報』第2744号177頁）。

【表7】明治25年制定・発令の沖縄県令達(本資料以外で残存確認できるもの)

No.	制定または 発令年月日	令達 類型	令達 番号	令達の名称・件名	符号	整理 番号	出典等
1	明治25/09/28	県令	15号	北海道庁及他府県ノ令達等官報ニテ了知方	A	819	下巻653頁
2	明治25/11/17	県令	22号	演芸場取締規則改定	A	527	下巻244頁(最終改正明治29年6月県令第24号)
				演芸場取締規則改定	B	553	第九類249頁(同上)
3	明治25/12/19	県令	24号	安国寺住職交迭ノ際候補者選定出願方	A	169	上巻146頁
4	明治25/12/21	県令	26号	雇人口入営業取締規則	A	504	下巻188頁
				雇人口入営業取締規則	B	532	第九類195頁
				雇人口入営業取締規則	D	128	第二類178頁(最終改正大正4年4月県令第194号)
5	明治25/01/14	達甲	1号	統計材料様式改正	A	719	下巻561頁(別冊の様式省略)
				統計材料様式改正	B	767	第十三類113頁(別冊の様式省略)
6	明治25/01/22	達甲	2号	石炭消費高報告様式	A	725	下巻580頁
				石炭消費高報告書式	B	772	第十三類118頁
7	明治25/03/09	達甲	4号	沖縄県庁処務細則			那覇市歴史博物館所蔵横内家文書(入力順8119)
8	明治25/02/25	達乙	15号	巡查帰省並ニ転地心得	A	455	下巻100頁
				巡查帰省並ニ転地心得	B	473	第九類98頁
9	明治25/03/15	訓令	10号	巡查教習所規則	A	422	下巻33頁(最終改正明治33年達第11号)
				巡查教習所規則	B	441	第九類33頁(最終改正明治40年4月訓令乙第17号)
10	明治25/04/04	訓令	20号	官吏懲戒例ニ於ケル罰俸取扱方	A	681	下巻507頁
11	明治25/04/15	訓令	23号	内務報告例中内務部第二課年報中削除追加	B	785	第十三類348頁(最終改正明治35年5月訓令乙第44号)
12	明治25/05/20	訓令	38号	訴訟書類送達ノ取扱方	A	46	上巻31頁
				訴訟書類送達ノ取扱方	B	38	第一類29頁
				郵便ニ依リ送達スル訴訟書類ヲ町村長ニ預ケ置キタル場合取扱方			令規全集第九類16頁
13	明治25/10/14	訓令	110号	那覇水上巡查派出所勤務規程	A	414	下巻4頁(最終改正明治31年5月訓令第79号)
				那覇水上巡查派出所勤務規程	B	434	第九類4頁(同上)
				那覇水上巡查派出所勤務規程	D	12	第一類25頁(同上)
				那覇水上巡查派出所勤務規程			令規全集第十二類17頁(同上)
14	明治25/10/18	訓令	111号	警察事務視察心得	A	431	下巻58頁
				警察事務視察心得	B	450	第九類58頁
15	明治25/10/18	訓令	112号	警察会議心得	A	421	下巻32頁
				警察会議心得	B	440	第九類32頁
				警察会議心得	D	9	第一類20頁
				警察会議心得			令規全集第十二類10頁
16	明治25/10/28	訓令	118号	巡查非常召集手続	A	425	下巻49頁(最終改正明治31年8月訓令第109号)
				巡查非常召集手続	B	444	第九類50頁(同上)
17	明治25/10/31	訓令	120号	巡查勤務日誌及巡查巡回表様式	A	453	下巻94頁(最終改正明治32年4月訓令第59号)
				巡查勤務日誌及巡查巡回表様式	B	471	第九類94頁(同上)
18	明治25/11/17	訓令	126号	演芸場取締規則施行心得	A	528	下巻247頁(最終改正明治39年6月訓令第135号)
				演芸場取締規則施行心得	B	554	第九類252頁(同上)
19	明治25/12/21	訓令	151号	雇人口入営業取締規則施行心得	A	505	下巻189頁
				雇人口入営業取締規則施行心得	B	533	第九類197頁
				雇人口入営業取締規則施行心得	D	129	第二類179頁
20	明治25/06/30	内訓	2号	学校職員紀律恪守ニ関スル件	A	284	上巻386頁
				学校職員紀律恪守	B	289	第六類198頁
				学校職員紀律恪守ノ件			令規全集第十類82頁
21	明治25/12/01	内訓	8号	陸軍予備後備下士卒ニシテ小学校訓導ノ職ニ在ル者召集免除ノ件	A	211	上巻194頁
				小学校訓導ノ職ニ在ル陸軍予備後備下士卒召集免除	B	194	第四類35頁

『明治廿五年 沖縄県告示報告綴 竹富村番所』  
編綴沖縄県令達一覧

2021年4月30日印刷

2021年5月10日発行

編集・発行 常葉大学法学部 特任教授 青嶋 敏  
静岡県静岡市葵区水落町1番30号  
常葉大学静岡水落キャンパス本館7階  
法学部研究室

印刷 ブラザー印刷株式会社  
愛知県岡崎市柱町字福部池1-200

